

中野市保育所の利用調整基準表

1 基準点数項目表

番号	類型	保護者の状況		基本点		
				父	母	
1	就労	会社等に雇用されている者 (事業主が親族の場合を除く)	週5日以上就労 (不規則の場合は月20日以上)	1日7時間以上	10	10
				1日6時間以上	9	9
				1日5時間以上	8	8
				1日4時間以上	7	7
			1日4時間未満	6	6	
			週4日以上就労 (不規則の場合は月16日以上)	1日7時間以上	8	8
				1日6時間以上	7	7
				1日5時間以上	6	6
				1日4時間以上	5	5
			週3日以上就労 (不規則の場合は月15日以上)	1日7時間以上	6	6
				1日6時間以上	5	5
			1日4時間以上	4	4	
		月48時間以上就労で上記以外		3	3	
		自営中心者	週5日以上就労 (不規則の場合は月20日以上)	1日7時間以上	9	9
				1日6時間以上	8	8
				1日5時間以上	7	7
				1日4時間以上	6	6
			週4日以上就労 (不規則の場合は月16日以上)	1日7時間以上	7	7
				1日6時間以上	6	6
				1日5時間以上	5	5
				1日4時間以上	4	4
			週3日以上就労 (不規則の場合は月15日以上)	1日7時間以上	5	5
				1日6時間以上	4	4
			1日4時間以上	4	4	
月48時間以上就労で上記以外	3			3		
自営協力者	週5日以上就労 (不規則の場合は月20日以上)	1日7時間以上	9	9		
		1日6時間以上	8	8		
1日5時間以上		7	7			
1日4時間以上		6	6			
農業 内職	週4日以上就労 (不規則の場合は月16日以上)	1日7時間以上	7	7		
		1日6時間以上	6	6		
		1日5時間以上	5	5		
		1日4時間以上	4	4		
週3日以上就労 (不規則の場合は月15日以上)	1日7時間以上	5	5			
	1日6時間以上	4	4			
1日4時間以上	4	4				
	月48時間以上就労で上記以外	3	3			
2	妊娠・出産	出産予定日の前後各8週間	9			
		上記以外	2			
3	疾病・障がい	入院	10			
		自宅療養	常時臥床	10		
			週1回以上の通院を伴う1か月以上の療養 その他乳児保育不可能と認められる療養	7		
		心身障がい	身体障害者手帳1級・2級 療育手帳A1・A2 精神障害者保健福祉手帳1級	10		
			身体障害者手帳3級 療育手帳B1 精神障害者保健福祉手帳2級	7		
			身体障害者手帳4級 療育手帳B2 精神障害者保健福祉手帳3級	4		
4	介護・看護	在宅介護・看護	10			
		上記以外の介護・看護を必要とする親族の介護・看護	4			
		親族の入院付添に1か月以上あたっている者	7			
5	災害復旧	災害等の復旧	10			
6	求職活動	求職活動又は起業準備	1			
7	就学	大学や専門学校、職業訓練校等に通学 ※就労(会社等に雇用されている者・自営中心者)の基本点を準用	※			
基準外	児童虐待やDVの恐れがあると認められる場合 死別・行方不明・拘禁などで父母とも不存在の場合		基準点によらず、 最優先とするもの			

※ 父母のどちらか低い指数で算出する

2 調整点数項目表

項目	内容	調整点	
1	ひとり親世帯	離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明等	5
2	生活保護世帯	生活保護世帯	2
3	単身赴任・海外勤務	父母の一人が単身赴任または海外勤務で不在	2
4	子どもが障がい有する場合	利用希望児童が障がいにかかる手帳の交付を受けている場合	2
5	兄弟姉妹の利用	既に兄弟姉妹が入所している施設を希望する場合	3
		兄弟姉妹が同時に申込みをする場合	2
6	地域型保育事業の卒園児 (4月の入園時のみ適用)	地域型保育事業の卒園児が、引き続き市内の保育所の利用を申込み場合	2
7	転園	保育所、幼稚園、認定こども園および認可外保育施設からの入所の場合	2
8	育休復帰	育休休業終了により勤務に復帰する場合	2
9	保育料等の滞納	在園児または卒園児の保育料等を3か月以上滞納している場合	-3
		保育料等の滞納が高額となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られない等の場合	滞納月× -1
10	就労状況に関する整合性の不足等	・就労状況（日数、時間等）に対して就労（収入）実績に整合性がない場合 ・自営業等の就労状況（予定）申告書に関して、本人が就労していることが分かる資料が提出できない場合	-3
11	保育士	中野市内の保育施設で保育士、保育教諭として勤務している、または勤務予定の場合	3

3 同点の場合の優先項目

1	兄弟姉妹がすでに入所している世帯
2	基本点数項目表の点数の合計が高い世帯
3	調整点数項目表の「ひとり親世帯」「生活保護世帯」への加算が適用されている世帯
4	基本点数項目表の類型間の優先順位（①～⑦の順） ①災害復旧 ②疾病・障がい ③就労 ④介護・看護 ⑤妊娠・出産 ⑥就学 ⑦求職活動
5	養育している子どもが多い世帯
6	利用調整基準日時点で、中野市に住民票のある世帯
7	父母の市民税所得割額の合計額が低い世帯